

不動産登記に関する事務処理の一部停止について

土地区画整理事業に係る換地処分の公告がなされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの期間、不動産登記事務の処理を停止します。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告の翌日から事業の登記が完了するまでは、原則、受理することができませんので、ご注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので
ご注意願います。

ご不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

津地方法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和5年11月6日から 令和6年1月16日まで	桑名市多度町多度 字祢宜谷、 桑名市多度町小山 字西谷通、字東谷通、 字貝殻谷、字中之谷 の各一部 (桑名支局)	土地区画整理事業